

平成30年度 櫛形ゴルフ倶楽部

# 年度会員 募集要項

気持ちのいいゴルフをしよう。



櫛形ゴルフ倶楽部  
KUSHIGATA GOLF CLUB

# ◆平成 30 年度「橿形ゴルフ倶楽部年度会員」募集要項◆

## 1. 年度会員期間

平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日

※平成 29 年度内に入会した場合は、入会日より平成 30 年 12 月 31 日

## 2. 募集種別

全日年度会員

## 3. 募集人数

600名

## 4. 年会費

15,000 円 消費税別途（総額 16,200 円）

## 5. 入会資格

橿形ゴルフ倶楽部年度会員の規約を遵守できる方

## 6. 募集期間

平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日迄

## 7. 入会特典

- ① **基本料金** 平日：5,700 円（食事付）・土日祝：7,800 円  
消費税・ゴルフ場利用税・ゴルフ振興金 30 円は別途  
季節ご優待料金も設定しております。
- ② 入会者には当該年度使用できる各種優待券進呈（3 月オープン時）
  - ・ フレンドリーチケット・・・・・・・・1 枚
  - ・ ご同伴／ご紹介ゲスト優待券・・5 枚
  - ・ お食事券・・・・・・・・・・・・3 枚
  - ・ ドリンク券・・・・・・・・・・・・3 枚
- ③ **季節ご優待はがきを発送致します**
- ④ 来場ポイントによる割引特典
- ⑤ 平日は 2B カートフィ割増無料
- ⑥ 山桜の会（年度会員親睦会）を毎月開催（一人でも参加できます）
- ⑦ JGA ハンディキャップ取得
- ⑧ 別途定める月例競技会に参加できる
- ⑨ 自動チェックインカードを進呈（サインの必要がありません）

## ★早期入会特典

- ① **【ご入会ありがとうございます優待券】**を入会日にプレゼント！  
(平成 29 年 10 月・11 月限定ご優待券です)
- ② 平成 29 年 10 月 31 日迄にご入会いただきますと  
「**楡形ゴルフ倶楽部**」で平成 30 年 6 月末まで利用できる  
**【ご利用券 2,000 円】**を入会日に差し上げます！
- ③ 11 月 1 日～12 月 20 日迄にご入会の方には  
**【ご利用券 1,000 円】**を差し上げます。(3 月オープン時進呈)

## ★さらに、**継続特典進呈** (3 月オープン時進呈)

**【ご本人様のみ得々HAPPY カード(2 枚)・平成 30 年 6 月末迄有効】**を差し上げます。

**●入会より 3 年以上ご継続の方にはネームタグをプレゼント致します。(当年度ご継続3年目に該当される方)**

## 8. お申込方法

- 所定の入会申込書に必要事項をご記入の上、身分証明書（運転免許証・健康保険証等）の写しを添付し、ゴルフ場事務局にご提出ください。  
※ご継続の方は、住所等にご変更がある場合のみ申込書のご記入をお願い致します。

- 年会費は指定口座へのお振込みをお願い致します。

・第四銀行 中条支店 普通預金 1496421

・北越銀行 中条支店 普通預金 2008581

(株)ゼルコバ 楡形ゴルフ倶楽部 (振込手数料はご負担願います。)

又はゴルフ場へご持参下さい。

※振込用紙のご用意はございませんのでご了承下さい。

## 9. その他

上記、入会特典の利用料金については、倶楽部が企画する特別料金においては、適用できない場合がありますので予めご了承下さい。

### 【グループコースのご案内】

長岡市の「グリーンヒル長岡ゴルフ倶楽部」がグループコースです。

追加年会費 5,000 円（消費税別途）で両コース共通の年度会員となります。

楡形ゴルフ倶楽部

〒959-2634

胎内市小牧台 900

TEL 0254-43-7200

FAX 0254-43-7204

## 平成 30 年度 橿形ゴルフ倶楽部年度会員 規約

第 1 章 本会名称は「橿形ゴルフ倶楽部年度会員」と称する。

第 2 章 本会の事務局は、橿形ゴルフ倶楽部に置く。

第 3 章 本会の運営は、橿形ゴルフ倶楽部で行う。

第 4 章 本会はゴルフを通じて、エチケット・マナーの向上に努めるとともに、会員同士の親睦を深め、楽しくプレーできるよう、会の運営を図ることを目的とする。

第 5 章

1. 年度会員は、全日会員とする。
2. 年度会員とは、事務局の入会承認があり、且つ入会金の振込を完了したものとす。
3. 入会金は、いかなる理由があっても返金しない。
4. 年度会員は、ゴルフ場が定める年度会員料金でプレーすることができる。
5. 年度会員は、受付の際必ず「会員カード」をフロントに提示することを要する。
6. 年度会員資格の有効期限は、平成 30 年 1 月 1 日より平成 30 年 12 月 31 日までとする。
7. 年度会員が次の各項に該当する場合、事務局は年度会員の資格の一時停止、除名等の処置をとることが出来る。
  - ①橿形ゴルフ倶楽部の名誉を棄損または、秩序を乱した場合
  - ②反社会的勢力、暴力団もしくはその関係者と認められた場合
  - ③会員カードを本人以外のものが使用した場合
  - ④ゴルフ場の利用約款に違反した場合
  - ⑤その他事務局において、処分が適当と判断する行為があった場合
8. 年度会員は、次の場合その資格を失う。
  - ①資格の有効期間が満了した場合
  - ②退会・除名・死亡した場合
9. 年度会員の資格は他に譲渡することはできない。

第 6 章 その他必要な規約は事務局において別途定める。